

お得意様各位

令和7年10月3日
株式会社 タテムラ
システムサービス課
福生市牛浜104

System-V 新相続税申告書・相続税電子申告のネット更新について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお取引を賜り誠にありがとうございます。

令和7年新相続税申告書プログラムにおきまして、転記処理や電子申告変換用内部処理追加等を行い、プログラムを更新しましたのでお知らせします。また、お待たせしていた相続税電子申告システムも完成しましたので、あわせてお知らせいたします。

ネット更新は、令和7年10月7日(火) 10:00より可能です

相続税電子申告システムをご注文いただいたお客様におかれましては、電子申告環境設定の更新作業も行ってください。今回の更新以後、[880]電子申告システムのメニュー画面に『[890]相続税・送信データ作成』を表示し、電子申告ができるようになります。

また、令和7年9月16日以降にe-Taxソフトの更新作業を行っていない場合は、更新していただきますようお願いいたします。

※ 更新前にすでに作成したデータがある場合 ※
今回の更新で追加した内部データへの書き込みをするために、[500]相続税申告書プログラムのバージョンを(V-1.11)にした後、すでに作成してある各データ(ユーザコードごと)の被相続人登録、第1表、第8の8表、第15表をそれぞれ呼び出し、**F5:終了** キーを押してください。お手数をおかけしますが、よろしくお願い申し上げます。

詳しくは、同封の資料を参照の上、更新作業を行っていただきますようお願い申し上げます。今後とも倍旧のお引き立てのほど、宜しく願い申し上げます。

敬具

送付資料目次

※改正保守のご加入(未納含む)及びご注文にもとづき、以下の内容を同封しております。

送付プログラム

プログラムの送付はございません。ネット更新をお願いいたします。

取扱説明書

相続税電子申告システムをご注文のお客様
相続税電子申告取扱説明書 1冊

案内資料

- ・ System-V ネット更新作業手順及びバージョンNO. 一覧表 1～2
- ・ 電子申告 環境設定インストール方法 3～5
- ・ 新・相続税申告書 更新内容 6
- ・ 相続税電子申告システム内容 7

送付内容のお問い合わせ先

送付内容に関するお問い合わせにつきましては、サービス課までご連絡くださいますようお願いいたします。尚、保守にご加入のお客様はフリーダイヤルをご利用ください。

TEL 042-553-5311 (AM10:00～12:00 PM1:00～3:30)
FAX 042-553-9901

以上

プログラム等のネット更新をご希望のお客様には、弊社システムに更新があった場合マルチウィンドウ端末起動時に以下のメッセージを表示するようになっております。

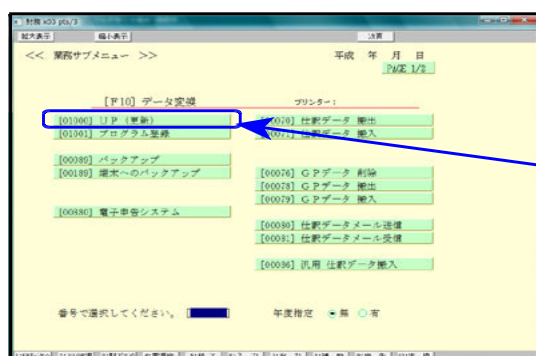
プログラム更新 ○○個のファイルが新しくなっています
1000番の4で更新できます

*** 以上を読んだら Enter を押してください ***

同時に更新内容につきましては、あらかじめご登録いただいているメールアドレスに更新のお知らせを送信します。

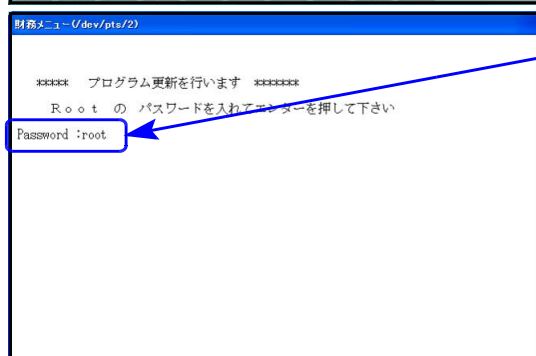
上記メッセージを表示した場合、System-Vの更新(サーバー側)及び電子の環境更新(各端末側)がございますので、以下の作業手順に従って更新作業を行ってください。

サーバーの更新方法



- ① 初期メニューより **[F10]** データ変換を選択します。**[1000]** UP (更新)を呼び出します。

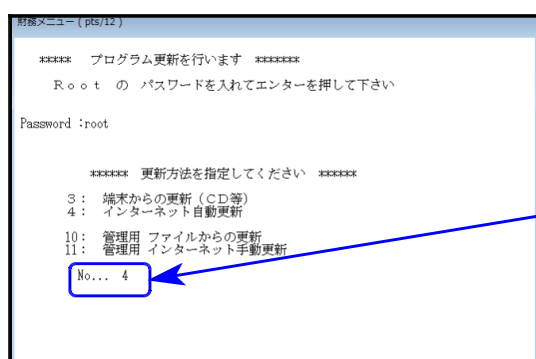
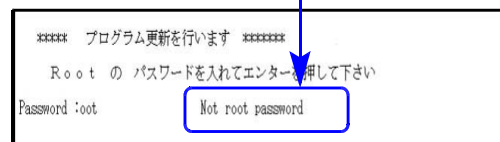
1000 **Enter** を押します。



- ② 左下図の画面を表示します。

Enter を押します。
(rootは入力しません)

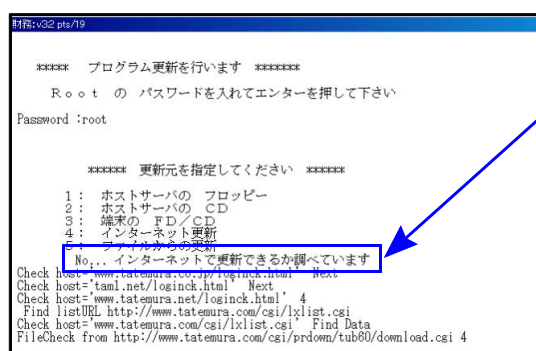
root は消さないようにしてください。
※パスワードを消した場合エラーを表示します。



- ③ 左図の画面を表示します。

『4』インターネット自動更新を選択します。

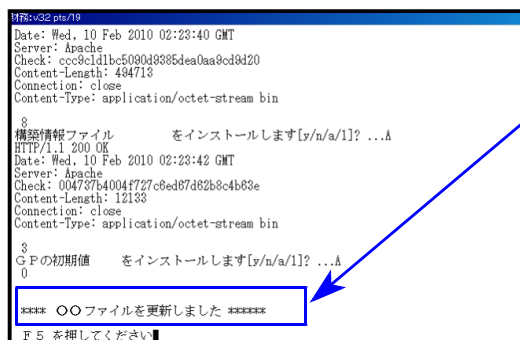
4 **Enter** と押します。



- ④ 左図の画面を表示します。

『インターネットで更新できるか調べています』のメッセージを表示します。
チェック終了後にインストールが始まりますので終了までそのままお待ちください。

転送作業は全システムを見比べ、差分をインストールしております。
インターネットの環境にもよりますが、『10～20分』かかります。

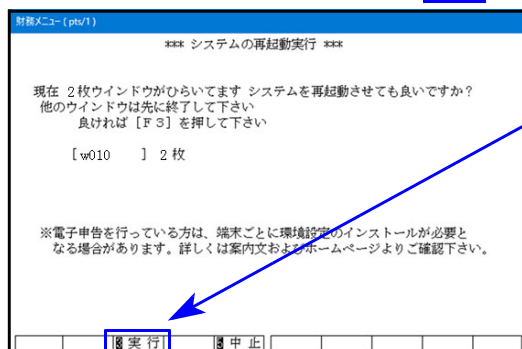
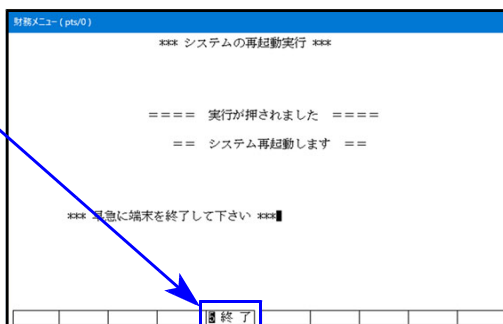


⑤ 転送作業が終了すると、更新したファイル数を表示します。

F 5 を押して更新画面を終了します。

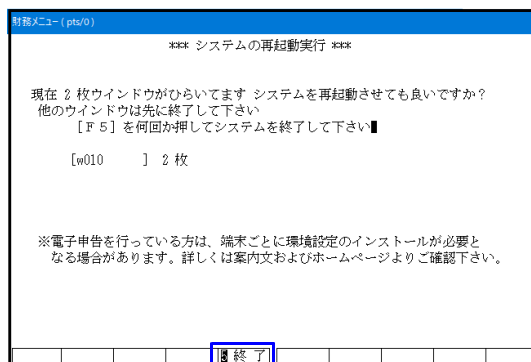
【ネットワーク端末の場合】

⑥ **F 5** を押します。



⑦ **F 3** (実行) を押して、サーバーを再起動します

【単体の場合】



⑥ **F 5** を押して画面を閉じ、VMシステムを終了し、再度起動します。

転送後のバージョン確認

下記のプログラムは **F 9** (申告・個人・分析) の2頁目・**F 10** (データ変換) の1頁目に表示します。

PG番号	プログラム名	HD-VER	備 考
500	令和7年1月1日以降版 相続税申告書	V-1.11	転記処理の内部記述の更新、電子申告変換 用内部処理の追加等を行いました。 ※すでに作成したデータがある場合は、更新後 に被相続人登録・第1表・第8の8表・第15表を それぞれ呼び出し、F5キーでデータ書き込み をしていただきますようお願いします。
880	電子申告	V-6.34	相続税の電子申告に対応しました。
NEW (880内) 890	(オプション) 相続税・送信データ作成		オプションプログラムとして新規発売 しました。

※電子申告をご利用のコンピュータにおきましては、電子申告環境設定
インストールも行ってください。(P. 3~5)

《 Windows 11/10 (Microsoft Edge) 》

電子申告 環境設定インストール方法

※電子申告をご利用のコンピュータでのみ作業を行ってください※

25. 10

- ・インストールを行う際は、全てのプログラムを終了してください。(マルチウィンドウ端末も閉じます。) 終了せずインストールを行うとプログラムが正常に動作しません。
- ・下記に沿って各端末機でインストール作業を行ってください。



<https://tatemura.co.jp/>

1. タテムラホームページを開き「サービス・サポート」をクリックします。



2. 「ダウンロード」をクリックします。



3. 左図の画面が開きます。
「ダウンロードはこちらから」をクリックします。



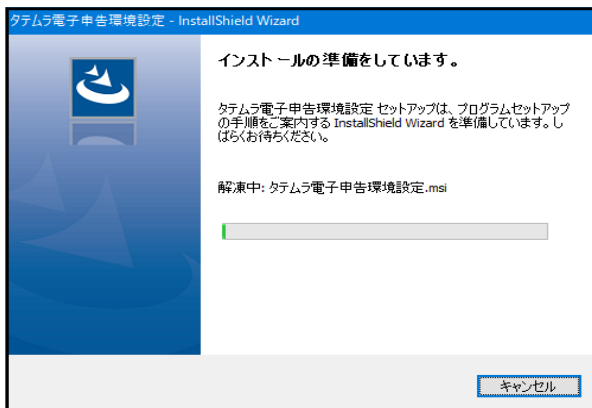
4. 電子申告の環境設定をインストールします。

左図ダウンロードページの
国税・地方税電子申告環境設定の
『インストール』をクリックします。



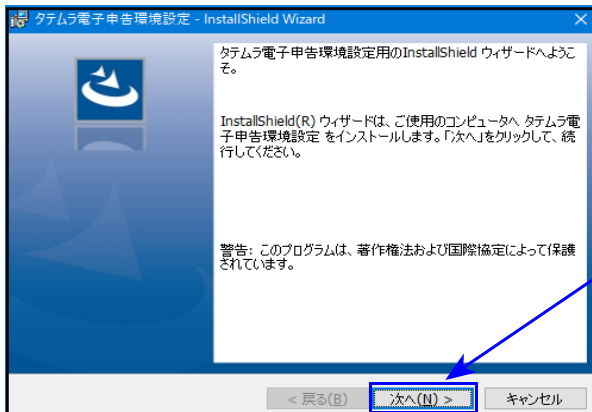
5. [インストール]をクリック後、ダウンロードフォルダへの保存が完了すると、左図を表示します。

[ファイルを開く]をクリックします。



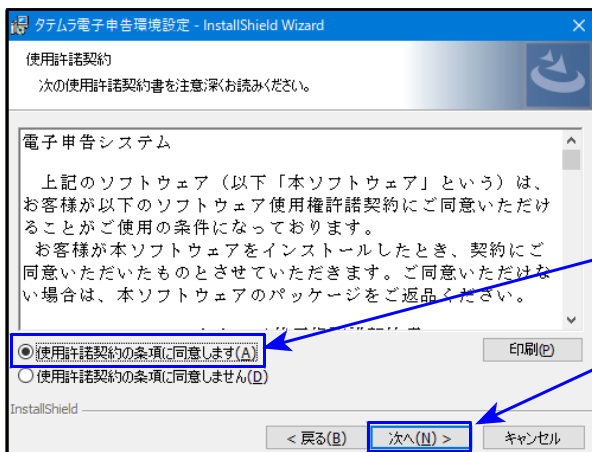
6. 左図の画面を表示します。

7. の画面を表示するまでしばらくお待ちください。



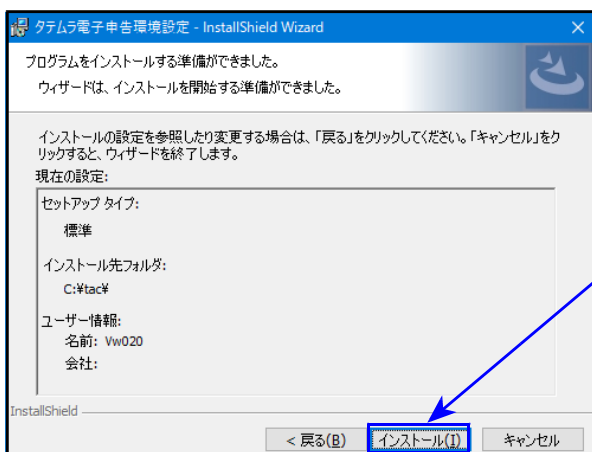
7. 左図の画面を表示します。

「次へ」をクリックします。



8. 左図の画面を表示します。

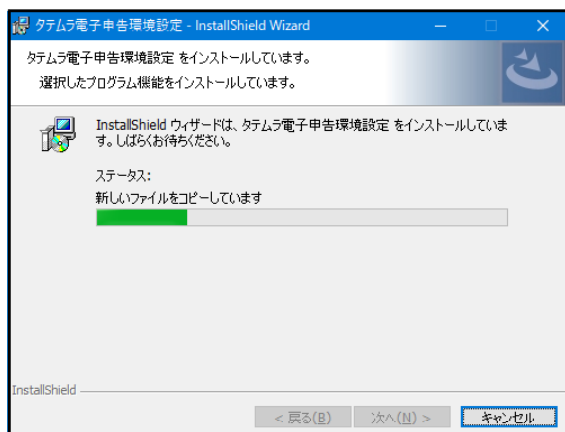
使用許諾契約書をお読みいただき、「同意します」に●を付け替えた後、「次へ」をクリックします



9. 左図の画面を表示します。

「インストール」をクリックします。

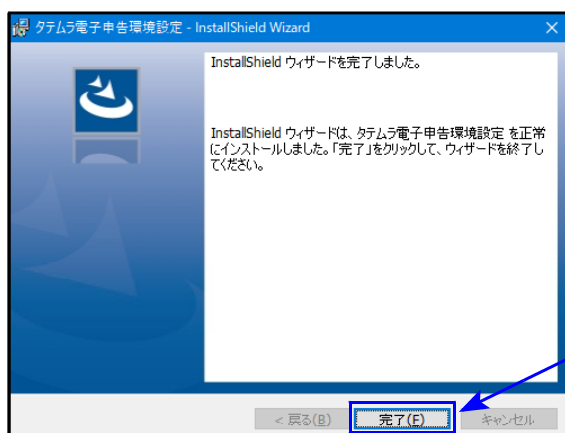
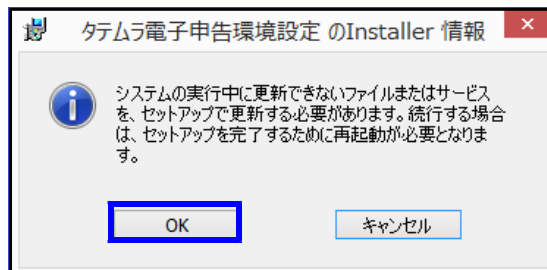
※ご利用の環境によっては、**インストール** クリック後、次の画面に変わるまで数分間無反応状態に見えることがあります。再クリックはせずにそのままお待ちください。



10. 更新作業が始まります。

11. の画面を表示するまでそのままお待ちください。

※下図の画面が出た場合は、[OK] をクリックして先に進み、完了したらパソコンの再起動を行ってください。



11. 「セットアップの完了」と表示したら、「完了」をクリックします。

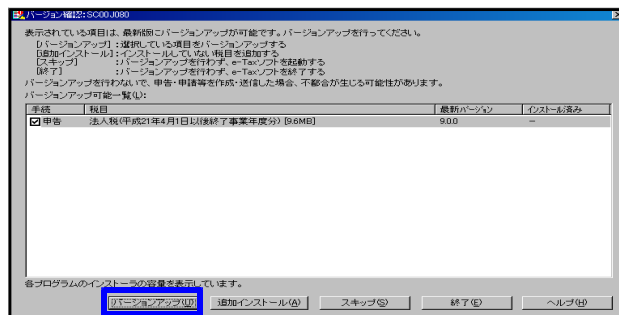
以上で更新作業は終了です。

※e-Taxソフトの更新も行ってください。

e-Taxソフトの更新が必要です

e-Taxのバージョンアップが令和7年9月16日にありました。9月16日以降まだ更新していない場合は、弊社電子申告ソフトの更新と一緒にe-Taxソフトの更新作業も行ってくださいようお願いいたします。以下の方法でバージョンアップしてください。

1. デスクトップ上のe-Taxソフトのアイコンをダブルクリック。
2. インターネット接続をOK→国税庁からのお知らせをOK、にして進みます。



3. 上記の画面が表示されましたら、「バージョンアップ」をクリックし、画面に従ってバージョンアップ作業をお願いいたします。

● [500] 相続税申告書の更新内容

1. 転記処理の内部記述の更新、及び、電子申告変換用内部処理の追加等を行いました。

2. 被相続人登録の「税理士名」欄

[1100] 申告情報登録の税理士登録内「氏名又は名称の下段」からもデータ転記ができるように機能追加しました。

【被相続人の登録】		※は必須入力項目です。	
相続開始の日※	令和 7 年 5 月 10 日		
フリガナ(半角)	コタノイ 知ウ		
被相続人名※	国税 太郎		
生 年 月 日	昭和 23 年 10 月 19 日		
関与税理士 No	3 0~4	利用者識別番号	2230091407200219
税 理 士 名	税理士法人あおぞら税務会計事務所 代表 社員税理士 川野 孝		

3. 計算事項等記載書面／審査事項等記載書面の「書面作成に係る税理士」欄

氏名
事務所の所在地
電話番号

[1100] 申告情報登録の
税理士登録から転記し
てきますが、手入力も
できるように機能変更
しました。

相続税 申告書 (年分・令和 7 年 5 月 10 日相続開始分) に係る	
申告書の作成に関する計算事項等記載書面 (資) 33の2①(資)	
令和 8 年 2 月 5 日 春日部税務署長 殿	
※整理番号	
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称 税理士法人あおぞら税務会計事務所 代表 社員税理士 川野 孝 事務所の所在地 東京都新宿区西新宿 ○-○-○ 電話 (03) 0000 - 0111
書面作成に 係る税理士	氏 名 税理士法人あおぞら税務会計事務所 代表 事務所の所在地 東京都新宿区西新宿 ○-○-○ 電話 (03) 0000 - 0111
所属税理士会等	東京 税理士会 新宿 支部 登録番号 第987654号
税務代理権限証書の提出	☐ 有は1 () 無は2 () ・ 無

★★ 更新前にすでに作成したデータがある場合 ★★

今回の更新で追加した内部データへの書き込みをするために、[500] 相続税申告書プログラムのバージョンを (V-1.11) に更新後、すでに作成してある各データ (ユーザコードごと) の被相続人登録、第1表、第8の8表、第15表をそれぞれ呼び出し、[F5:終了] キーを押してください。

お手順をおかけしますが、よろしくお願い申し上げます。

※相続税電子申告は新規発売のためご注文が必要です。

- [500]相続税申告書で作成した「令和7年以降」のデータを電子用に変換して、電子申告ができるよう対応しました。

10:電子申告メニュー(dev/pts/7)

拡大表示 縮小表示

＜電子申告システム（国税・地方税対応）令和 7年版＞（V-B.34）

国税ID：2555555555555555 地方税ID：hce38732442

【データ作成・変換】 【署名・送信・その他】

881：個人・送信データ作成 885：署名・送信・メッセージボックス

882：法人・送信データ作成 886：国税庁受付システム 登録・変更作業

883：電子申告・納税等開始（変更等）届出 887：地方税ポータルセンタ 登録・変更作業

884：地方税償却資産・送信データ作成 889：委任登録

888：贈与税・送信データ作成 900：電子申告 Q&A

890：相続税・送信データ作成

プログラム番号で選択して下さい ...

申告年の指定 ...

4:抹消 5:終了

[890] が相続税電子申告システムです。

「エラー情報」「注意事項」はPDFになっていますので、印刷することもできます。

51:[相続税送信データ変換] 0143 (dev/pts/6)

拡大表示 縮小表示

相続税申告関連のデータを電子申告用のファイルに変換します。

エラー情報 注意事項

変換対象の表にチェックが付いています。変換不要な表はチェックをはずしてください。

F3:変換 を押すと変換を実行します。

☒ 第1表	☒ 第7表	☒ 第11の2表
☒ 第1表(続)	☐ 第8表	☒ 第11・11の2表の付表1
☒ 第2表	☐ 第8の8表	☐ 第11・11の2表の付表1(続)
☐ 第3表	☒ 第9表	☒ 第11・11の2表の付表1(別表1)
☐ 第4表	☒ 第10表	☐ 第12表
☐ 第4表の付表	☒ 第11表	☒ 第13表
☒ 第4表の2	☒ 第11表の付表1	☒ 第14表
☒ 第5表	☒ 第11表の付表2	☒ 第15表
☐ 第5表の付表	☒ 第11表の付表3	☒ 第15表(続)
☐ 第6表	☒ 第11表の付表4	☒ 土地の評価明細書

☒ 添付書類

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
審査事項等記載書面(33の2(2)(資))	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
計算事項等記載書面(33の2(1)(資))	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
税務代理権限証書(電子専用)	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

1～15は相続人No.です。

利用者識別番号の入力が有り、データがある相続人No.欄にvが付きます。

2:変換 4:抹消 5:終了

土地の評価明細書は[550] 財産評価プログラムのデータから変換することができます。(財産評価プログラムがない場合は変換不可)

- ・税理士代理送信に対応しています。e-Taxにおける最大送信相続人数が9名のため、9名を超える場合は2回に分けて変換する仕組みとなっています。
- ・相続税電子申告を始めるにあたり、e-Taxホームページ「相続税申告の作成・提出についてよくある質問」をご一読いただくとよりスムーズに進められます。
<https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qaindex/qasouzoku.htm>
- ・電子申告変換の手順や注意点等につきましては、同封の取扱説明書を参照してください。